

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会  
福祉団体等活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、出雲市内で福祉団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした自主的・積極的な活動に対し交付を行い、地域福祉の充実を図ることを目的とする。

(助成対象となる福祉団体等)

第2条 助成対象となる福祉団体等は、出雲市内で活動している福祉団体・ボランティア団体等とする。

2 出雲市遺族会、出雲市高齢者クラブ連合会及び出雲市身障者福祉協会への助成については本会会長（以下「会長」という。）が別途定める。

(助成対象となる事業)

第3条 助成対象となる事業は、福祉団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした自主的・積極的な活動に資する事業であり、助成を受けることにより、活動の効果を十分に発揮できる事業とする。ただし、行政等からの補助、他の民間団体からの助成など資金援助のある事業は特別な場合を除き、原則として助成対象事業としない。

(助成対象事業実施期間)

第4条 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、対象事業を実施するために必要な別表1に掲げる経費とする。

(助成金額)

第6条 助成金額は原則として1団体につき5万円を限度とし、福祉団体等活動助成事業の予算の範囲内で申請団体の件数、活動内容などにより決定する。

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため会長が特別に必要と認めた場合は、会長が定める額とすることができる。

(助成金の制限)

第7条 前年度の決算において、多額の繰越金がある場合や申請時に多額の予備費が計上されている場合等、財産状況を考慮して審査を行う。

2 同一内容と認められる事業を継続して申請する場合は、3年を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため会長が特別に必要と認めた場合は、3年を超えて助成することができる。

(助成金の財源)

第8条 助成金は、出雲市社会福祉協議会会費、寄附金、共同募金及び助成事業積立金を財源とする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)により会長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、助成事業の目的及び内容が適正であり、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をする。

2 会長は、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付し、また、修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 会長は交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を記載した助成金交付決定通知書(様式第2号)を助成金の交付の申請をした団体に通知しなければならない。

(助成金の交付請求)

第11条 交付の決定を受けた団体は、助成金交付請求書(様式第3号)により会長に請求するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 助成金の交付の申請をした団体は、前条の決定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(会計処理)

第13条 助成団体は事業に係る経理を事業ごとに明確に処理していかなければならない。

2 支出にかかる領収書は、各団体において年度終了後5年間保管し、公開を求められた際には速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第14条 助成団体は、事業が完了したときは助成事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第4号)により翌年度4月末日までに会長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 会長は、次の各号に該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときや、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき

(助成金の返還)

第16条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその償還を命ずることができる。

2 当該助成事業を実施していくなかで、当初予算が執行できず助成金の返還金が生ずる見込みの場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

科 目	内 容
諸謝金	外部に依頼した講師等に支払う謝礼
旅費	外部に依頼した講師等の交通費、宿泊費等
賃借料	事業に必要な会場の使用料、車輛の借上げ料等
損害保険料	事業に必要な保険料
消耗品費	事業に必要な消耗品、器具
通信運搬費	事業に必要な郵券料等
印刷製本費	事業に必要な印刷代及びコピー代
材料費	事業にかかる材料代

(助成対象外となる主な経費)

- (1) 飲食費 弁当代、飲食店等の飲食代及びアルコール代
- (2) 入館料 団体の構成員に対する入館料等
- (3) 参加費 団体の構成員に対する大会参加費、研修会参加費、受講料
- (4) 材料費 販売を目的として作成する物品の材料代、個人に帰属する物品の材料代
- (5) 再配分・再助成 団体内の地区組織等への助成金の再配分・再助成  
ただし、地区組織ごとの申請書を一括申請した場合は対象とする。
- (6) 印刷製本費 記念誌の作成費用

(助成対象経費の制限)

- (1) 賃借料 マイクロバス等借り上げ料は 1 事業あたり 5 万円を上限とする。
- (2) 材料費 飲食を伴う事業の食材料代は 1 / 2 まで対象とする。